

「忍びの里伊賀」創生 観光コンテンツ造成・磨き上げ事業
補助要領

2022 (令和4) 年5月20日
伊賀上野 DMO

1. 趣旨

伊賀市では戦後間もない頃より地域の歴史的資源である「忍者」を活用した観光振興、地域活性化について独自の取り組みを行ってきました。

しかし、近年の訪日外国人観光客の大幅な増加により、忍者をテーマにした誘客の取り組みが日本各地で実施されている状況であり、本市においては忍者に関する遺跡（城跡）や古文書などに裏打ちされた「忍者の聖地」として、他地域と差別化された観光コンテンツの提供や情報発信が必要です。

忍びの里伊賀創生事業では、伊賀市の持つ歴史的背景、環境特性を活かした観光地域づくりを推進するため、伊賀ならではの忍びの「心・技・体」を体現できる新たな着地型体験プログラムや、新たな価値観・生活様式に対応した観光コンテンツ等の開発を支援します。

2. 事業内容

伊賀市の事業者を中心として、伊賀ならではの自然、歴史・文化、食、イベント、体験コンテンツなどの観光資源を磨き上げることにより、伊賀市における観光需要の増大や地域経済の活性化に資する取組について、伊賀上野 DMO「観光コンテンツ造成促進事業」の予算の範囲内でその経費の一部を補助します。

既存のイベント等の開催も事業の対象としますが、観光資源を新たに活用するなど、イベント等の効果がより広く波及するように磨き上げを行うこととします。

3. 申請要件

(1) 実施主体及び実施体制（補助対象事業者）

実施主体は、市内事業者および市内事業者等を中心とする観光まちづくりに取り組む共同体とします。なお、事業の実施においては、経済波及効果や地域間の連携強化のため、可能な限り地域や域内事業者等と連携して事業を実施することとしてください。

(2) 取組内容

伊賀市内外の様々な関係者が連携して、以下のカテゴリーのいずれかに含まれる観光資源を磨き上げる取組を実施してください。なお、新型コロナウイルス感染症等の拡大防止の観点から、「新しい生活様式」の実践を意識した取組であることとします。また、SDGs、Society5.0 等今後の社会的な

価値観の変容等にも対応できる取組を積極的に実施してください。

- ・ 健康・スポーツ体験
- ・ 農泊・ワーケーション
- ・ 歴史・文化体験
- ・ 教育旅行

4. 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費

本事業による支援の対象は以下の取組に係る経費とし、補助上限を 50 万円とします。

なお、事業実施に当たり業務を委託する場合、特定の事業者に対する業務委託費用が全体事業経費の 3 分の 2 を越えない額を上限とします。

① 観光資源の磨き上げ

- ・ 滞在型コンテンツ、旅行商品、名産品、共通クーポン券等の企画開発
- ・ 観光イベントの実施
- ・ ガイドの育成、課題抽出のためのモニターツアーの開催

② 情報発信のための素材やツールの作成

- ・ 企画開発した滞在型コンテンツ、旅行商品、名産品等を販売するために必要となる写真、動画、ホームページ、チラシ、パンフレット等、対外的な情報発信のための素材やツールの作成

③ 観光イベント、観光施設、体験コンテンツ等の新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 専門家からの意見聴取
- ・ 必要となる物品（マスク、消毒液、アクリル板等）の購入・レンタル・リース

また、以下の費目のいずれかに該当する必要があります。

ア 謝金

専門家、有識者、イベントの出演者・司会者等に対する謝金

イ 通信運搬費

本事業の取組に要する通信料及び郵送料

ウ 委託料

観光資源の磨き上げや各種イベントの企画に係る委託料

会場設営、イベントの運営や警備、音響設備などイベント開催に必要な業務に係る委託料

※購入設備(減価償却の対象となるもの)の設置に関する委託料は補助率を 2 分の 1 とします。

エ 借料・損料・使用料

本事業の取組に係る会場の借上料、使用料または備品や機材等のリース料

オ 旅費

専門家、有識者、イベントの出演者、司会者等の旅費

※事業実施主体の役職員等の旅費は対象となりません。

カ 物品購入費

本事業の取組に必要となる物品の購入費

※購入設備(減価償却の対象となるもの)に関する委託料は補助率を2分の1とします。

キ 保険料

実施するイベント、モニターツアー等に係る保険料

ク 雑役務費

雑役に関する経費

ケ 工事請負費

電気工事、水道工事、ガス工事等、本事業で実施するイベント等の取組で必要となる工事等の経費

※購入設備(減価償却の対象となるもの)に関する委託料は補助率を2分の1とします。

<留意点>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や災害等の事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合のキャンセル料等の経費も対象とします。ただし、事業の一部又は全部をとりやめる決定を行った会議の議事録等、中止等に至った経緯・理由が分かりやすく示されている資料を提出することとします。

<支援対象とならない経費の具体例>

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・実施主体における経常的な経費
- ・実施するイベントにおける景品等の購入費
- ・クーポンや乗車船券等の割引原資のための経費
- ・会食費、弁当代、ふるまい等の飲食費
- ・伊賀市または伊賀上野 DMO により別途、補助金、支援金、委託費等が支給されている経費
- ・本事業における資金調達に必要なとなった利子等
- ・採択決定以前に着手（依頼、契約、発注）した事業に係る経費

(2) 支援対象経費の精算

事業終了の日から1月が経過した日又は3月17日のいずれか早い日までに、当該事業の実績報告書及び事業収支決算書、経理に関する帳票書類（採択事業者に別途手引きを示します。）を提出してください。

実施した事業内容と経費内容の確認により支払額を確定した後、精算払いとなります。

支出内容及び金額（経理書類含む）が適当でないと判断される場合には支払いの対象外となる可能性がある点に留意してください。

5. 選定

（1）選定方法

伊賀上野 DMO において、（2）の選定基準に基づいて評価を行った上で選定を行います。
なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

（2）選定基準

本事業の要件に沿った提案であることを前提とした上で、事業計画書における各項目において、以下の観点から評価を行います。

- ① 実施内容の具体性、実施体制及び役割分担
- ② 新規性・チャレンジ性
- ③ 地域への波及効果
- ④ 事業の自立・継続性
- ⑤ 「新しい生活様式」の実践

（3）採択結果の通知及び公表

採択結果は、選定された実施主体に対して通知します。
なお、審査内容によって、条件付き採択となることがあります。

6. 提出書類

（1）提出書類

- ① 事業計画書
- ② 費用積算書
- ③ 業務実施スケジュール
- ④ 事業実施後 3 年間の収支予測計算書
- ④ 団体の規約等（観光まちづくりに取り組む共同体のみ）
- ⑤ その他事業の参考となる書類

（2）申請期間

令和 4 年 5 月 20 日(金)～令和 4 年 10 月 31 日(月)

※原則、毎月末日までに提出のあった提案について、翌月末までに採択結果をお伝えします。

※予算が無くなり次第、受付を終了します。

(3) 申請・問い合わせ

メールタイトルを「「忍びの里伊賀」創生 観光コンテンツ造成・磨き上げ事業 補助申請」とした上で、下記申請先にメールで提出書類を送付してください。

<申請先・問い合わせ先>

伊賀上野 DMO（事務局：一般社団法人伊賀上野観光協会）

住 所：伊賀市上野丸之内 122-4

E-mail：igakankodmo@gmail.com

(4) その他

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・ 取組の内容が法令に違反することが判明した場合、又は、申請の内容に虚偽があった場合には、直ちに選定を取り消し、支援額の全額返還を求めることがあります。